

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成16年6月24日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「工事の目的がわかる文書 工事の必要性、諮問機関等、工事に至った経過がわかるもの 工事の要望者 落札業者名 周辺住民との協定書 下流、周辺住民への補償金の有無がわかる文書 山林等の地主への使用料の有無 工事の支出負担行為伺、支出負担決定書 工期（スケジュール）がわかる文書 この工事の環境アセスメントの資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成16年7月7日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「開札録、土地賃貸借に係る補償契約書（個人）、土地賃貸借に係る補償契約書（法人）、土地売買に関する契約書（法人）、支出負担行為決議書」を特定した上で、次の「（1）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の「（2）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

（1）開示しないことと決定した部分

- ア 土地賃貸借に係る補償契約書（個人）における補償対象地の字、地番、賃貸借単価、金額、相手方住所・氏名・印影、借地補償範囲図の地番、地目、氏名及び小字以下の表示
- イ 土地賃貸借に係る補償契約書（法人）における補償対象地の字、地番、地目、賃貸借単価、金額、借地補償範囲図の地番、地目、氏名及び小字以下の表示
- ウ 土地売買に関する契約書（法人）における対象地の字、地番、地目、地積（公簿）、金額、土地所在図、地積測量図、立木補償範囲図の地番、地目、氏名及び小字以下の表示
- エ 本件開示請求文書のうち 工事の目的がわかる文書 工事の必要性、諮問機関等、工事に至った経過がわかるもの 工事の要望者 周辺住民との協定書 山林等の地主への使用料の有無 工期（スケジュール）がわかる文書 この工事の環

境アセスメントの資料

(2) 開示しない理由

ア 条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

イ及びウ 条例第7条第3号に該当

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

エ 当該文書を作成、取得していないため

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年8月5日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、土地賃貸借に係る補償契約書（個人・法人）及び土地売買に関する契約書（法人）における金額（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とした決定の取消しを求める異議申立てを行った。

なお、その他の不開示部分は異議申立ての対象となっていない。

4 諮問

平成16年8月18日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、補償契約書及び土地売買契約書の中の金額の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、異議申立人から意見書の提出及び口頭意見陳述はなかった。

金額だけなら開示しても個人を識別できない。また、法人の権利及び競争上の地位その他正当な利益とは何の関係もない。

納税主たる県民がその税金の用途を知るのは当然である。

決算書に記載される金額であり、あえて不開示とする理由はない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書について

砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部の人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的として行うものである。

本件、高見川支流四郷川砂防事業工事は、平成10年9月の台風7号及び平成11年8月の集中豪雨により発生した風倒木及び土砂の流出により、下流域に甚大な被害をもたらす恐れが生じたため、平成11年度より事業着手したものである。

また、県が公共事業に伴う用地取得等を行う場合は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準及び同運用方針」に基づき、適正な補償を行うものであり、契約金額は、地権者の個別事情等を考慮しながら、交渉担当者がその専門的知識と経験を活かし交渉を行い、両者が合意に至るものである。

したがって、契約は地権者の信頼・協力関係を得て初めて成立するものであり、交渉内容や交渉結果は公表しないことを前提としている。

本件においても、同様に地権者との信頼・協力関係に基づいて、単価・契約金額については公表しないことを前提とし（売買金額は地権者の収入・財産の一部を成すものであることから、ほとんどの地権者はこのような情報は開示してほしくないと考えているのが実状である。）、地権者も信頼・協力関係に基づいて契約に応じたものである。

したがって、公表しないことを前提としている交渉内容や交渉結果、また単価・契約金額を事後に公表することにより、当事者間の信頼・協力関係が損なわれ、県に対する不信感を募らせることになり、今後の円滑な用地交渉に支障が生じるおそれがある。

さらに、本件高見川支流四郷川砂防事業工事は継続中の事業であり、近隣においても同種の用地買収交渉を進める必要がある。本件買収地の契約金額が明らかになると、未買収地の土地所有者が、自己の所有地と既買収地の画地条件の違い、価格時点の違い等を正しく認識、評価せずに、既買収地の買収価格を前提に自己に有利な価格を算定し、用地交渉を行う県側で適正な買収価格を提示したとしても、自己の算定した価格に固執することが十分想定されることから、県の用地取得事務の円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがある。

2 条例第7条第2号の該当性について

土地賃貸借に係る補償契約書（個人）には、補償対象地の字、地番、賃貸借単価、金額、県と補償契約を締結した相手方の住所、氏名及び印影が記載されている。

これらの情報は個別に異なり、土地賃貸借に係る補償契約書全体が契約の相手方個人の資産に関する個人情報を構成していることから、本件土地賃貸借に係る補償契約書記載の金額は条例第7条第2号に該当する情報である。

3 条例第7条第3号の該当性について

土地賃貸借に係る補償契約書（法人）において不開示とした部分は、補償対象地の字、地番、地目、賃貸借単価及び金額であり、土地売買に関する契約書（法人）にお

いて不開示とした部分は、買収対象地の字、地番、地目、地籍（公簿）及び金額である。

これらの情報は、本件法人が本件土地の賃貸又は買収の対価として実施機関から受領した資産に関する情報であり、実施機関との交渉に基づき決定されたもので、本件法人の財産処分、収入等に関する情報として事業に関する情報である。

これらは、本件法人が事業活動を行う上で重要な財産等の内部管理に関する情報であり、本件法人が積極的に公表しているとも、一般に広く知られているとも認められないので、これをその法人の意思と無関係に開示すれば、本件法人の正当な利益が損なわれると認められるので、条例第7条第3号アに該当する。

条例第7条第3号ただし書については、これらの情報は、本件法人が事業活動を行ううえでの重要な経理等の内部管理に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報でないことは明白であり、条例第7条第3号ただし書に該当しない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、土地賃貸借に係る契約書（個人）のうち金額が本号に該当するとしているので、以下検討する。

（1）条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文前段は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

を原則として不開示とする旨規定している。

土地賃貸借に係る補償契約書（個人）には、補償対象地の字、地番、賃貸借単価、金額、県と補償契約を締結した相手方の住所、氏名及び印影が記載されており、土地賃貸借に係る補償契約書全体が契約の相手方個人の個人情報構成している。また、本件事業における土地賃貸借に係る補償契約件数は3年間で6件であり、契約の相手方は、開示されている契約期間、地目及び面積からごく少数であることが推測でき、容易に特定の個人が識別され得ると認められるため、土地賃貸借に係る補償契約書（個人）中の金額は、本号本文に該当する情報であると認められる。

（2）条例第7条第2号ただし書について

本号ただし書は、「ア、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、本号の不開示情報から除外することとしている。土地賃貸借に係る補償契約書（個人）における金額が本号ただし書のアからウまでに該当しないことは明らかである。

（3）まとめ

したがって、土地賃貸借に係る補償契約書（個人）中の金額は、条例第7条第2号に該当すると判断する。

3 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とする旨規定している。

実施機関は、土地賃貸借に係る補償契約書（法人）における金額及び土地売買に関する契約書（法人）における金額が本号に該当するとしているので、以下検討する。

（1）条例第7条第3号本文について

これらの情報は、本件法人が土地の補償及び買収の対価として実施機関から受領した金額や財産に関する情報であり、実施機関との交渉に基づき決定されたもので、本件法人の財産処分、収入等に関する情報として事業に関する情報であると認められる。

さらに、これらは、本件法人が事業活動を行う上で重要な財産等の内部管理に関する情報であり、本件法人が積極的に公表しているとも、一般に広く知られているとも認められないので、これらをその法人の意思と無関係に開示すれば本件法人の

正当な利益が損なわれると認められる。

(2) 条例第7条第3号ただし書について

これらの情報は、本件法人が事業活動を行う上での重要な経理等の内部管理に関する情報であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認められる情報でないことは明白であり、本号ただし書に該当しない。

(3) まとめ

したがって、土地賃貸借に係る補償契約書(法人)における金額及び土地売買に関する契約書(法人)における金額は、条例第7条第3号に該当する情報と判断する。

4 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関の理由説明書によれば、「県の用地取得事務の円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあること」など、条例第7条第6号に該当する記載がみられるので、以下条例第7条第6号該当性について検討する。

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とする旨規定している。

(1) 条例第7条第6号前段について

本件不開示情報は、高見川支流四郷川砂防事業工事に際し、実施機関が用地を取得したり、工事用進入路を確保するために補償を行った金額であるため、条例第7条第6号前段に該当すると認められる。

(2) 条例第7条第6号後段について

次に、本号後段要件該当性であるが、実施機関は、本件砂防事業は、継続中の事業であり、近隣においても同種の用地買収交渉を進める必要があることから、本件不開示情報が明らかになると、未買収地の土地所有者が、自己の所有地と既買収地の画地条件の違い、価格時点の違い等を正しく認識、評価せずに既買収地の買収価格を前提に自己に有利な価格を算定し、用地交渉を行う県側で適正な価格を提示したとしても、自己の算定した価格に固執することが十分想定されることから、用地取得事務の円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあるとしている。

本件砂防事業は、平成20年度完成を目途に実施されており、本件決定時点においても用地買収交渉が継続中であることが認められる。

ところで、土地売買等契約は、当事者間の合意に基づき任意で行われており、本件砂防事業において、なお未買収地が残っていることを踏まえれば、本件不開示情報が明らかになると、未買収地の土地所有者が、自己の所有地と既買収地の画地条

件の違い、価格時点の違い等を正しく認識、評価せずに、既買収地の買収価格を前提に自己に有利な価格を算定し、用地交渉を行う県側で適正な買収価格を提示したとしても、自己の算定した価格に固執することが十分想定されることから、県の用地取得事務の円滑な執行に著しい支障が生じるおそれがあるとする実施機関の主張は是認できるところである。

(3) まとめ

したがって、本件不開示情報は、条例第7条第6号にも該当する情報であることを指摘する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年 8月18日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成16年10月27日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成17年 4月 6日 (第94回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成17年 6月 1日 (第96回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成17年 7月 7日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授(行政法)	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授(理科教育)	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授(行政法)	

(平成17年7月7日現在)